

令和7年2月3日

長野地方最低賃金審議会(第5回)の開催について

標記審議会を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は、下記の要領によりお申し込みください。

記

- 1 日時 令和7年3月11日(火) 16時00分～
 - 2 場所 ホテル信濃路 2階穂高 長野市中御所岡田町131-4
 - 3 議題
 - (1) 令和6年度長野地方最低賃金審議会の審議経過等について(報告)
 - (2) 長野県最低賃金改正決定(答申)時の政府に対する要望の結果について
 - (3) 特定最低賃金の金額改正に関わる意向表明について(令和7年度)
 - (4) その他
 - 4 傍聴者 5名
 - 5 申し込み要領
 - (1) 傍聴希望者は傍聴希望者ごとに、傍聴を希望される審議会の開催日、住所、氏名、電話番号及び所属を御記入の上、はがき又はE-mailにて下記の宛先までお申し込みください。
申込み締切日は、令和7年2月28日(金)までです。
- ・ はがきの場合：〒380-8572
長野市中御所1-22-1 長野労働総合庁舎
長野労働局労働基準部賃金室 宛
 - ・ E-mail の場合：chinginshitsu-naganokyoku@mhlw.go.jp
- (2) 会場収容人数に限りがございますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。
なお、抽選の結果、傍聴できない方につきましては、後日文書にて連絡いたしますが、傍聴できる方につきましては、特段連絡はいたしません。
 - (3) 当日は、審議会の開始10分前までにお越しください。
なお、事前に御応募いただいた御本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日は御本人であることがわかる証明証(自動車運転免許証等)をお持ちください。
- 6 その他
 - (1) 傍聴される場合には、別添の遵守事項を厳守してください。
 - (2) 車椅子をお使いになれる方はその旨お申し込みの際にお書き添えいただきますとともに、介助の方がいらっしゃる場合は、その方のご氏名も併せてお書き添えください。

長野地方最低賃金審議会事務局(長野労働局基準部賃金室)

TEL 026-223-0555

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにして下さい。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 スマートフォン・携帯電話の電源は必ず切って傍聴して下さい。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用は御遠慮下さい。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んで下さい。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し、また拍手することはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないで下さい。
- 9 銃刃類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、会長及び長野地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従って下さい。

なお、上記の各事項に反する行為を行う場合には、会長は、その行為者を退場させることがあります。